

ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法に係る補足事項

令和元年 10 月 25 日

【全体】

1. 令和元年 6 月 27 日付け事務連絡の内容（当面の留意事項）は廃止されたという理解で良いか。

令和元年 6 月 27 日付け事務連絡に記載の通り、本事務連絡は、適切なサンプリング方法を周知するまでの間、留意されたい事項をお知らせしたものである。そのため、サンプリング方法を 10 月 11 日付通知によりお示ししたことをもって、本事務連絡による対応は不要である。

【1. 事前調査】

2. 「塗装系」の定義は何か。

塗料はその種類によってそれぞれ期待される塗膜機能（鋼材の腐食防止、色彩着色等）があり、通常は、下塗塗料、中塗塗料、上塗塗料のように複数の種類の塗料を塗り重ね、塗膜全体でこれらの機能を発揮できるようにしている。これらの塗料の組合せを塗装系と呼ぶ。

3. 塗膜構成が同一である判断基準は「塗装系と製造会社が一致」とされているが、その他の判断基準はあるか。

「塗装系と製造会社が一致する」ことが原則である。その他、複数の異なる塗装工区において使用された塗料の製品名及び製造時期が一致することでも判断は可能と思料する。

4. 塗膜構成のイメージ中、例えば、 $A > 0.5 \text{ mg/kg}$ 、 $B \leq 0.5 \text{ mg/kg}$ となれば、図の黄色部分が汚染状態と判断し A 部分のみ除去でよろしいか。

A の塗膜は PCB 汚染物に該当し、B の塗膜は PCB 汚染物に該当しないと判断して差し支えない。その際、A の範囲にあるすべての塗膜（上塗部から下塗部までをすべて素地まで剥離したもの）が PCB 汚染物となることに留意されたい。

【3. サンプルング数及び量】

5. サンプルングは、塗膜の塗装が同一構成ごとに1か所以上行うという理解で良いか。

サンプルング方法の「2. サンプルング場所」「3. サンプルング数及び量」により、塗膜構成ごと（イメージ図のA～Dごと）にサンプルング場所を選定し、当該サンプルング場所ごとに1箇所以上サンプルングすることとしている。

6. 「サンプルング量は、上塗から下塗までの全ての塗膜について適切に分析できる量」とあるが、これは、上塗・下塗を合わせて1サンプルとするのか、あるいは、上塗・下塗それぞれについて分析できるように2層別々に採取するのか、いずれを意味するのか。

上塗・下塗を合わせて1サンプルである。

【4. 分析】

7. サンプルング方法を遡及させる必要のない施設（サンプルングに着手済みの施設）の塗膜のPCB濃度が0.5 mg/kg以下（例：0.2 mg/kg）であった場合、その施設はPCB汚染物等に該当しないという理解で良いか。

※測定方法第4版では規定されていない、ECDで測定した分析結果を含む。

そのように判断して差支えないと思料する。

8. 同一の塗膜構成部分の複数の場所からサンプルングした場合、サンプルは混ぜ合わせて分析することになるのか。

複数の場所からサンプルングした場合は、各サンプルング試料を等量ずつ混合した上で、一つの検体として分析することが望ましいと思料する。